

~原子力の
理解を求めて~

えねるぎーかわらばん

Vol. 57

福井県原子力平和利用協議会 略称(原平協)

事務局:敦賀市野神40-203 TEL: 0770-24-5450

<http://www.bitlabo.com/~genheikyo-tsuruga/index.html>

原子力発電所の再稼働に向けての動きがいよいよ加速する中で、再稼働に関する報道が新聞やTVなどで連日のように取り上げられ、「原子力規制委員会」や「断層・活断層・破碎帯」というワードを頻繁に見たり聞いたりしますが、今回は原子力規制委員会って何をしているの?活断層や破碎帯ってどんなもの?という疑問をお持ちの方に、私たちなりに分かりやすくご説明したいと思います。

それでは「原子力規制委員会」について教えてあげるよ!!

「原子力規制委員会」ってなに?

原子力の安全確保に関する規制の一元化をはかる、独立性の高い機関として原子力規制委員会、原子力規制庁が設置されたんだよ。

今までの組織(原子力安全委員会、原子力安全・保安院)はどう違うの?

これまで原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていましたが、原子力規制委員会は経済産業省から安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として新設されたんだよ。この委員会は独立性の高い^(※)3条委員会として、上級機関からの指揮監督を受けず、独立して権限行使することが保障されている合議制の機関なんだよ。

※3条委員会とは国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会

委員は何人いるの?

新たに制定された原子力規制委員会設置法に基づき、委員長と委員4人の計5人をもって組織されていて、また委員長と委員の任命については、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識および経験ならびに高い見識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することになっているんだよ。

どんな役割を期待されているの?

国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることとされているんだよ。

具体的には何をするの?

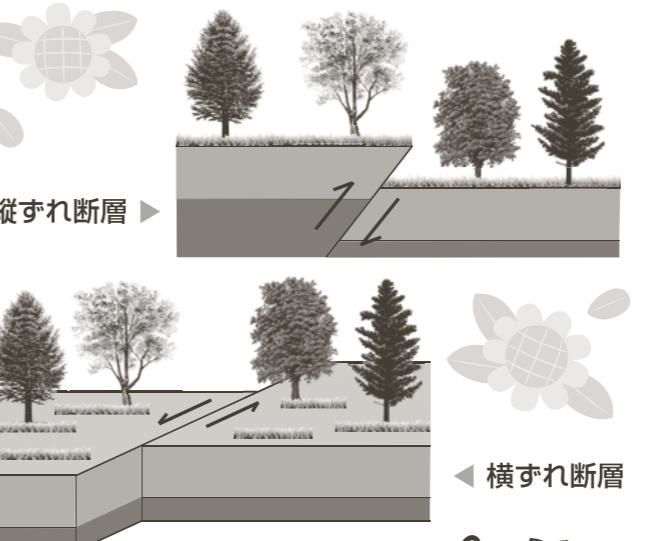
東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえた次のようなことだよ。

- ①重大事故対策を法令による規制の対象として強化すること。
- ②最新の知見を規制基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対して新基準への適合を義務づける制度(バックフィット制度)の導入をすること。
- ③発電用原子炉の運転期間を、原則として、商業運転を開始した日から起算して40年に制限すること。(ただし、原子炉等の劣化の状況を踏まえた規制基準に適合している場合は40年超の運転は可能。)

次は「断層・活断層・破碎帯」とはどのようなものか教えてあげるよ!!

「断層」ってなに?

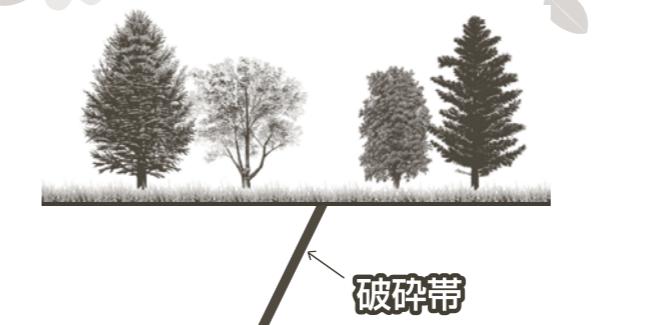
地層の中に見られる「ずれ」を総称しているんだよ。プレートの動きに伴う地震活動等により形成されるんだよ。ずれのタイプは、横ずれと縦ずれに大別されているんだよ。



過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層をいうんだよ。原子力発電所の耐震設計審査指針では、約12万年～13万年前(後期更新世)より新しい年代での活動が否定できない断層を活断層としているんだよ。

「破碎帯」ってなに?

破碎帯とは、大昔に火山から噴き出したマグマが、ゆっくり冷えて固まっていく過程で、熱い溶岩が収縮したときに出来た割れ目(断層)に雨水などが入り、非常に長い年月をかけ、花崗岩の中の鉱物と化学変化をおこし、割れ目が粘土状になり、周囲の岩盤より脆弱になつた部分をいうんだよ。



私たち
このように考えます

今話題の「原子力規制委員会」や「活断層・破碎帯」を皆様にわかりやすくお伝えするには、正直苦労しました。特に「活断層」と「破碎帯」の違いや敦賀発電所の問題での規制委員会と事業者側の主張の違い、また調査方法の複雑なメカニズムなど、限られた紙面でお伝えするにはとても難しいテーマであると痛感しました。ただこの問題をしっかり理解しなければ、今後のエネルギー問題や原子力政策について考えることが出来ないこともあります。そこで立地地域に住む市民として注視しているこの問題に、感じたこと、考え方を述べてみたいと思います。

活断層の上に原子炉施設を建てるることは禁止されています。敦賀発電所が既に建設され発電が行われていたということは、当時活断層の上に立地していないという判断があったということです。しかし今世紀以降の大きな地震の経験から、国も新たな対策や基準を設けるようになりました。いわゆる安全に関する見直しや再点検です。浦底断層が活断層であったという新しい知見も、その再点検の中からわかったことです。そして東京電力福島第一原子力発電所事故において国はシステムを変える必要に迫られるようになりました。そこで誕生したのが原子力規制委員会です。国が打ち出した「規制委員会で安全と認められたものから再稼働をする」という方針は私たちも納得できるものです。しかし敦賀の問題では事業者側の最終報告を待たずして、一方的に原子力施設の直下に活断層がある旨の判断を示した規制委員会の姿勢に疑問を感じます。地元の行政や議会からも同様な批判を規制委員会は受けています。この問題の結論に向けて、当然電力事業者は透明性をもつた報告をしなければなりませんし、規制委員会も公平かつ正確な目で判断していかなければならぬと思います。

地球温暖化や経済性、エネルギーの安全保障などの問題を解決していくためにも、安全安心を大前提とした上で、正確な判断のもと、原子力発電を含めたしっかりとエネルギー対策を構築していく必要があります。そのため今後も国、原子力規制委員会、電力事業者の姿勢に注目していきたいと思います。

次号は今年9月に掲載予定です。